

防犯連絡員協議会田彦中学区分会規約

(名称及び事務局)

第1条 名称は、ひたちなか地区防犯連絡員協議会田彦中学区分会(以下、分会という。)と称し、事務局は、田彦中学区地域づくりの会事務局があたる。

(目的)

第2条 分会は、犯罪のない安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指して、住民の防犯思想の普及、高揚、善良な風俗の維持・発展並びに青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 分会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 防犯及び暴力排除に必要な連絡をとる。
- (2) 風俗の保持および風俗環境の浄化に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 防犯運動の推進に関すること。
- (5) その他分会の目的達成に必要なこと。

(会員)

第4条 会員は、地域内自治会より選出し、ひたちなか地区防犯協会から委嘱されたもの(防犯連絡員)。任期は2年。再任されることができる。

(役員)

第5条 次の役員を置く(組織図は、別表1)。

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 分会長 | 1名 |
| 2 副分会長 | 1名 |
| 3 班長 | 自治会から1名(自治会長または副自治会長) |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次の各号による。

- (1) 分会長は、田彦中学区地域づくりの会地区委員長があたる。
- (2) 副分会長は、田彦中学区地域づくりの会地区副委員長があたる。
- (3) 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び事務局の職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 分会長は、分会を代表し、分会の運営の責任を持つ。

- (2) 副分会長は、分会長を補佐し、分会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 班長は、分会の運営事項について審議し、事業執行にあたる。
- (4) 事務局は会計処理及び分会の庶務にあたる。

(会 議)

第8条 会議は、役員会及び活動報告会とする。

(1) 役員会は、分会長、副分会長及び班長、事務局で構成し、必要に応じて分会長がこれを招集する。

(2) 役員会は、次のことを審議し必要事項を活動報告会に報告する。

- ① 規約の改正に関すること。
- ② 事業報告及び決算に関すること。
- ③ 事業計画及び予算に関すること。
- ④ その他分会長が必要と認めたこと。

(3) 活動報告会は、田彦分会員をもって構成し、役員会において必要と認めたときこれを招集する。

① 活動報告事項は、第8条(2)①から④を報告する。

(経 費)

第9条 分会の経費は、助成金・その他の収入をもってあてる。

(補 足)

第10条 この規約に定めがないものは、「防犯連絡員のとびき」を参照する。

付則 この規約は平成21年6月30日から施行する。
この規約は平成27年6月25日から施行する。
この規約は平成29年5月23日から施行する。
この規約は令和7年4月27日から施行する。

別表 1 組織図

ひたちなか地区防犯連絡協議会田彦中学区分会(防犯連絡所)

※【防犯連絡所とは】
地域住民及び自治組織等の自主的な地域安全活動の拠点

